

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6の規定により公告する。

令和6年5月24日

天理市長 並河 健

第1 入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 道路改良工事 別所丹波市線（R5補正）及び道路改良工事
別所丹波市線（R6現年）
- (2) 工 事 場 所 天理市 豊田町
- (3) 工 事 概 要 (R5補正)
- | | |
|----------|-----------------------|
| 工事延長 | L = 60m |
| L型擁壁工 | L = 20m |
| 親杭自立式擁壁工 | L = 52m |
| 側溝工 | L = 65m |
| 管渠工 | L = 26m |
| 集水柵工 | N = 5箇所 |
| 舗装工 | A = 206m ² |
- (R6現年)
- | | |
|-------|-----------------------|
| 工事延長 | L = 60m |
| L型擁壁工 | L = 4m |
| 軽量盛土工 | L = 13m |
| 側溝工 | L = 17m |
| 防護柵工 | L = 85m |
| 舗装工 | A = 129m ² |
- (4) 工 期 契約日から令和7年3月14日まで
- (5) 入 札 方 法 電子入札

(6) 予 定 価 格 85,666,900円

(消費税及び地方消費税に相当する額(計10%)を含む。)

(7) 変動型最低制限価格

最低制限価格は事後公表(事後決定)とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日当日、開札の実施前に電子くじにより決定する。

第2 入札に参加するために必要な資格

(1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たすこと。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 天理市が令和5年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(令和5年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
- ⑤ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 暴力団に係る排除措置要件(別紙2)に該当するものでないこと。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第

172号。以下「旧法」という。) 第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。) をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。) を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑧ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

⑨ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑩ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

① 建設業法第26条の規定に基づく土木一式工事に対応する監理技術者又は主任技術者である者。

② 入札参加者と3ヶ月以上の雇用関係にある者。

③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部 総務課 入札審査室(3F)

電話番号 0743-63-1001 内線332

第4 仕様書の閲覧

仕様書は、天理市役所入札審査室ホームページにて閲覧に供する。

URL : <https://bit.ly/2KBqSWL>

第5 質問・回答に関する事項

仕様書に対する質問がある場合のみ以下のとおり提出するものとする。

質問書の提出期限：別紙1（入札日程）のとおりとする。

質問の方法：FAX又はE-mail

FAX 0743-62-5016

E-mail d-nyusatu@city.tenri.nara.jp

なお、上記の提出期限・方法以外の質問書には回答を行わない。

回答の日時：別紙1（入札日程）のとおりとする。

回答の方法：天理市役所入札審査室ホームページにて質問内容とともに閲覧に供する。

第6 入札方法等

- (1) 入札書は、別紙1（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付のうえ、電子入札システム上で提出すること。（ICカードは入札参加資格者本人（法人の場合は代表者又は委任がある場合は受任者）名義でなければ入札に参加することはできない。）

※工事費内訳書の様式に規定はないが、参考書式として天理市役所入札審査室ホームページからダウンロードすることが可能。

URL : <https://bit.ly/2Q0YN90>

※工事費内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税を除く金額）欄に記載されている金額と入札金額に相違がある入札書は無効とする。

（その他無効となる入札書は、天理市建設工事電子入札実施要領及び入札条件に従うものとする。）

(2) 入札書等の電子入札システムの受付期間

別紙1（入札日程）のとおりとする。

第7 開札日時、場所及び入札執行回数

(1) 日 時 別紙1（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 天理市役所 3階 333会議室

(3) 入札執行回数 1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。

第8 落札候補者の決定及び事後審査

(1) 落札候補者

落札候補者の決定方法は「天理市建設工事電子入札実施要領」第17条に従い決定する。落札候補者には電子入札システムを通じて通知をする。この場合において、落札候補者は正当な理由なく入札参加資格確認申請書及び事後審査に係る書類の提出がない場合、入札参加停止措置の対象となることがあるので十分注意すること。

(2) 事後審査

落札候補者は、開札日の翌日の午後5時までに次の書類を天理市役所入札審査室まで持参すること。

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号-1）
- ② 建設業許可通知書の写し
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し（審査基準日が1年7ヶ月以内で最新のもの。）
- ④ 配置技術者の資格者証の写し（監理技術者を置くことが必要な工事にあつては監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し）
- ⑤ 配置予定技術者と3ヶ月以上雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険証等）の写し。

(3) 落札者決定

落札候補者が提出する事後審査に係る書類により参加資格の有無を審査した後、落札者を決定する。落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定通知書を電子入札システムにより送信するとともに、入札結果は天理市役所入札審査室で公表する。

第9 その他

(1) 契約書作成の要否

要する。落札者は天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 要する。金額については、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等の詳細については、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(3) 契約の不締結

①落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が本市から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

②契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が暴力団に係る排除措置要件（別紙2）に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

この公告に定めのない事項は、天理市契約規則、天理市建設工事執行規則及び天理市建設工事電子入札実施要領に従う。

別 紙 1 (入札日程)

道路改良工事 別所丹波市線 (R 5 補正) 及び 道路改良工事 別所丹波市線 (R 6 現年)	
事 項	期 間 等
公告及び仕様書公開日 電子入札システムでの公開日	令和6年5月24日 (金) 公告・仕様書等は天理市役所入札審査室ホームページか らダウンロードできます。
質問書の提出期限	令和6年6月10日 (月) まで 仕様書に対する質問がある場合のみ提出。第5参照。
質問書への回答日	令和6年6月14日 (金) 天理市役所入札審査室ホームページにて質問内容と合わ せて公開。
入札書等の電子入札システム 受付期間	令和6年6月17日 (月) 午前8時30分から 令和6年6月19日 (水) 午後5時まで
開札の日時	令和6年6月20日 (木) ※1 午前10時00分
入札参加資格確認申請書及び 事後審査に係る書類の提出期 限	令和6年6月21日 (金) 午後5時まで 落札候補者は天理市役所入札審査室に持参にて提出して ください。

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。) とする。

※1 公告第7 (3) の場合 (再度入札) にあつては、日程の変更を行う。変更後の
日程については天理市役所入札審査室から入札参加者に電話等の確実な方法で連絡を
する。

別 紙 2

暴力団に係る排除措置要件

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 市発注工事の契約に係る下請契約又は資材等、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。